

臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供に関する作業班 第1回（10月1日開催）における主な御意見

【親族優先提供と移植希望者（レシピエント）選択基準の関係について】

- 優先提供を受ける親族は、予め、レシピエント登録されていることを前提とすべき。
- 親族優先は、レシピエント選択基準の優先順位の第一位とするのが妥当ではないか。
- 法律に規定されており、医学的緊急度などよりも優先されると解釈される。
- 同時移植希望者よりも単独での移植を希望する親族が優先されると解釈される。
- 虚血許容時間の位置づけは、臓器毎の作業班において検討を行ってはどうか。

【親族優先提供の意思表示方法について】

- 親族優先提供の場合は、移植を受けるレシピエント側が期待をすることも考えられるため、意思表示方法についてはより慎重を期すべきではないか。また、偽造や複数枚作成を防止するための方策を考えた方がよいのではないか。
 - ・ 本人確認とともに、第三者に意思表示を登録することができるシステムが必要
 - ・ 書面への意思表示の場合は、運転免許証など1人が1枚を所持するものに記載
- 臓器移植におけるドナーとレシピエントの関係は、民法の遺贈の場合と同様に取り扱う必要はないのではないか。
- 本人意思の確認は現行制度においても慎重に行われてきており、親族優先の実施に当たっても、大きな変更を必要としないのではないか。